

監査公表第2号（令和3年4月6日、県公報第189号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和2年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	長裕海

2 県土総第 2 2 9 6 号
令和 3 年 3 月 1 8 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 様
同 行 正 晴 實 様
同 世 利 洋 介 様
同 長 裕 海 様

福岡県知事職務代理者 福岡県副知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 11 月 9 日 2 監総第 650 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	用地取得に伴う物件移転補償金（建物移転料）について、補償対象物件に有価となる発生材がある場合は、その相当額を差し引くべきところ、これを行わなかったため、積算過大となっていた。	「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」に基づき、建物移転料の算定方法について担当職員に認識させた。 また、県土整備部が作成した「補償額算定・設計書作成チェックリスト」の項目に、『有価となる発生材の有無』と、『発生材価額の控除』に係る項目を新たに追加し、これに基づき積算時の確認を徹底することとした。